

# 四半期報告書

(第74期第1四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

**日立金属株式会社**

東京都港区芝浦一丁目2番1号

(E01244)

# 目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報 .....	1
第1	企業の概況 .....	1
1	主要な経営指標等の推移 .....	1
2	事業の内容 .....	2
3	関係会社の状況 .....	2
4	従業員の状況 .....	2
第2	事業の状況 .....	3
1	生産、受注及び販売の状況 .....	3
2	事業等のリスク .....	3
3	経営上の重要な契約等 .....	3
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	4
第3	設備の状況 .....	7
第4	提出会社の状況 .....	8
1	株式等の状況 .....	8
(1)	株式の総数等 .....	8
(2)	新株予約権等の状況 .....	8
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	16
(4)	ライツプランの内容 .....	16
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移 .....	16
(6)	大株主の状況 .....	16
(7)	議決権の状況 .....	17
2	株価の推移 .....	17
3	役員の状況 .....	18
第5	経理の状況 .....	19
1	四半期連結財務諸表 .....	20
(1)	四半期連結貸借対照表 .....	20
(2)	四半期連結損益計算書 .....	22
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	23
2	その他 .....	31
第二部	提出会社の保証会社等の情報 .....	31

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月10日
【四半期会計期間】	第74期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 藤井 博行
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐坂 克郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4155
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐坂 克郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第74期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第73期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	92,470	126,868	431,683
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△5,500	10,749	10,033
四半期(当期)純利益又は四半期 (当期)純損失(△)(百万円)	△3,651	5,527	1,937
純資産額(百万円)	209,928	210,925	212,783
総資産額(百万円)	515,133	519,462	517,984
1株当たり純資産額(円)	538.02	544.63	548.76
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期(当期)純損失金 額(△)(円)	△10.36	15.68	5.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	36.8	37.0	37.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,340	14,644	57,012
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△8,272	△4,707	△21,495
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,364	△6,686	△25,252
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	30,844	44,661	43,639
従業員数(人)	18,158	17,817	17,806

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第73期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第74期第1四半期連結累計(会計)期間及び第73期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	17,817 [3,207]
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	5,096 [233]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[ ]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	60,272	—
電子・情報部品	34,353	—
高級機能部品	39,825	—
報告セグメント計	134,450	—
その他	—	—
合計	134,450	—

(注) 上記の金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	56,091	—
電子・情報部品	34,014	—
高級機能部品	40,172	—
報告セグメント計	130,277	—
その他	186	—
合計	130,463	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3)販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	55,917	—
電子・情報部品	33,046	—
高級機能部品	38,073	—
報告セグメント計	127,036	—
その他	779	—
セグメント間の内部売上高消去	△947	—
合計	126,868	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の各セグメントの金額にはセグメント間の内部売上高が含まれております。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、好調な新興市場国経済がけん引役となり全体でプラス成長となりました。わが国経済は、各種政策の効果や外需主導で景気は緩やかに回復しました。

当社グループの関連業界では、自動車は、中国の需要が拡大し北米市場も緩やかに回復しました。半導体は、アジア向けを中心に需要が堅調となりました。携帯電話・パソコンは、世界市場全体で回復しました。鉄鋼は、国内は外需主導で回復しました。国内住宅着工は、下げ止まりました。

このような事業環境のもと、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比37.2%増の126,868百万円となりました。また、営業利益は、前年同期比16,461百万円増の11,956百万円、経常利益は、前年同期比16,249百万円増の10,749百万円、四半期純利益は、前年同期比9,178百万円増の5,527百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

##### ①高級金属製品

当セグメントの売上高は、55,917百万円となりました。また、営業利益は、6,633百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

###### <金型・工具用材料>

流通在庫調整は終息し、需要が回復しました。

###### <電子金属材料>

液晶パネル関連材料及び半導体等パッケージ材料は、アジアを中心とした需要で堅調に推移しました。

###### <産業機器・エネルギー関連材料>

自動車関連材料は、需要が回復しましたが、エネルギー関連材料は、需要が低迷しました。

###### <各種ロール>

依然、建設用需要が厳しく、本格的な需要回復まで至りませんでした。

###### <射出成形機用部品>

中国向けを中心に、需要が回復しました。

###### <切削工具>

主要ユーザーである自動車・エレクトロニクス関連産業の生産の回復や在庫調整の進展等により、工具需要は引き続き緩やかに回復しました。

##### ②電子・情報部品

当セグメントの売上高は、33,046百万円となりました。また、営業利益は、4,610百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

###### <マグネット>

希土類磁石は、自動車・家電・パソコン向けで需要が回復基調となり、FA向けも中国・韓国等で設備投資が回復したことにより、需要が増加しました。フェライト磁石は、自動車・家電向けで需要が回復基調となりました。

###### <軟質磁性材料>

アモルファス金属材料は、需要の回復で増加し、ソフトフェライトは、自動車・家電向けが回復基調となり、フラインメットは、産業機器や車載関係が好調で増加しました。

###### <情報通信機器用部品>

中国向け需要は回復基調となりました。欧州向け需要は低迷しました。

##### ③高級機能部品

当セグメントの売上高は、38,073百万円となりました。また、営業利益は、2,627百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

###### <高級ダクタイル鋳鉄製品>

中国、北米市場を中心とした好調な自動車販売に支えられ、需要が大幅に増加しました。

###### <耐熱鋳造部品>

欧州顧客からの需要が増加し、好調に推移しました。

###### <アルミホイール>

中国、北米向けの自動車販売が好調であったため、需要が大幅に増加しました。

<各種管継手>

国内建設需要の減少及び設備投資抑制の影響を受け、需要低迷が続きました。

<ステンレス及びプラスチック配管機器>

国内及び米国における住宅着工の不振により、需要低迷が続きました。

<建築部材>

建設需要の大幅減少や設備投資抑制の影響を受け、需要低迷が続きました。

#### ④その他

当セグメントの売上高は、357百万円となりました。また、営業利益は、225百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動の結果得られた資金が投資活動及び財務活動で使用した資金を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ1,022百万円増加し、44,661百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、14,644百万円（前年同期比11,304百万円の増加）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益が10,721百万円（前年同期比16,302百万円の改善）となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、4,707百万円（前年同期比3,565百万円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が4,577百万円（前年同期比3,721百万円の減少）あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は、6,686百万円（前年同期比9,050百万円の増加）となりました。これは主に有利子負債の減少3,694百万円（前年同期比9,193百万円の増加）があったことのほか、配当金の支払額2,306百万円（前年同期比128百万円の減少）があったこと等によるものです。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、(株)日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。

また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示に努めるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。



#### (4) 研究開発活動

当社の研究開発はマーケットイン志向のディビジョンラボ制を採り、各カンパニーが、それぞれの事業戦略に即した研究開発を進めております。さらに、カンパニー単独では推進が困難なリスクの高い研究、あるいは大きな研究投資を必要とする研究については全社的視点からコーポレート資金を投入して開発をサポートしております。

また、開発分野に応じ日立製作所の主要研究所、大学、国公立研究所と共同研究、技術研究会および人材交流等により、一層高度な研究開発を行っております。

当第1四半期におけるグループ全体の研究開発費は2,725百万円、研究開発人員は当第1四半期末現在720名であります。

各事業分野別の研究主要課題は次のとおりであります。

##### ①高級金属製品

金型・工具、産業機器・エネルギー、半導体等パッケージ、等の分野に向けた高級特殊鋼、各種圧延用ロール、構造用セラミックス部材、排ガス浄化用セラミックフィルタ（セラキャットフィルタ）、切削工具、等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,121百万円であります。

##### ②電子・情報部品

高性能磁石、アモルファス金属材料・ナノ結晶軟磁性材料とその応用製品、情報端末用高周波部品、等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,072百万円であります。

##### ③高級機能部品

自動車用高級鋳物製品とその製造技術・設計評価システム、管継手・バルブその他の配管用部材及び工法等周辺技術を含めた配管トータルシステム、建築部材、等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は532百万円であります。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、米国では政策効果もあり、景気は緩やかに回復しています。欧州では景気は下げ止まっています。アジアについては、中国では景気刺激策の効果もあり、内需を中心に景気は拡大しています。その他アジア地域も総じて景気は回復しています。わが国経済は、外需や各種政策の効果もあって、緩やかに回復するものと考えられます。

当社グループの関連業界においては、自動車は、中国や北米の消費が堅調に推移し、当面緩やかな回復傾向が続くものと予測されます。エレクトロニクス関連市場は、アジアを中心に緩やかに需要が増加するものと想定されます。鉄鋼は、外需主導で回復しつつあります。住宅着工戸数は、低調に推移していますが、政策効果による持ち直しが期待されます。

当社グループは、2010年度（平成23年3月期）を初年度とする3年間の「2012年度中期経営計画」を策定しました。「2012年度中期経営計画」では、製造、販売、管理を包括した「モノづくりの総合力」を強化し、グローバル市場で持続的成長をめざしてまいります。

#### (6) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動の結果得られた資金が投資活動及び財務活動で使用した資金を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ1,022百万円増加し、44,661百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは14,644百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益が10,721百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは4,707百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が4,577百万円あったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは6,686百万円の支出となりました。これは主に有利子負債の減少3,694百万円があったことのほか、配当金の支払額2,306百万円があったこと等によるものです。

また、当第1四半期連結会計期間末の総資産は519,462百万円で、前連結会計年度末に比べ1,478百万円増加しました。流動資産は248,042百万円で、前連結会計年度末に比べ8,265百万円増加しました。これは主にたな卸資産が増加したこと等によるものです。固定資産は271,420百万円で、前連結会計年度末に比べ6,787百万円減少しました。これは主に有形固定資産が減少したこと等によるものです。

負債合計は308,537百万円で、前連結会計年度末に比べ3,336百万円増加しました。これは主に仕入債務が増加したものの社債の償還があったこと等によるものです。純資産合計は210,925百万円で、前連結会計年度末に比べ1,858百万円減少しました。これは主に配当金の支払があったこと等によるものです。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、創業以来「質」にこだわった経営を実践し、自動車・エレクトロニクス・産業インフラ等、さまざまな産業において特色ある材料・製品をお届けすることを通じ、社会に貢献することを経営理念としてまいりました。世界各国・地域において低炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、環境親和製品に経営資源を集中し、その開発と市場投入を加速するとともに、企業体質の強化に取り組み、持続的に成長することをめざしています。一方、国内市場が成熟する中、市場のグローバル化が加速し、事業を取り巻く環境は転換期を迎えています。

この認識の下、新たな成長の実現に向け、当社グループは、2010年度（平成23年3月期）を初年度とする3年間の「2012年度中期経営計画」を策定しました。アクションプランの概要は、次のとおりです。

- ① 海外売上高比率の向上として、グローバル拡販・生産体制再構築、事業・製品ポートフォリオの改革を進めます
- ② 新製品売上高比率の向上として、次の柱となる新製品の創出・育成を加速していきます
- ③ CO<sub>2</sub>排出規制への対応として、製造プロセスの改革を進めてまいります
- ④ グローバル経営に対応できる仕組み・組織づくりに取り組みます

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	366,557,889	366,557,889	(株)東京証券取引所市場第一部 (株)大阪証券取引所市場第一部	権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	366,557,889	366,557,889	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,056 資本組入額 1,028
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,056円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)\*併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)\*等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)\*その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
  - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
  - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
  - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
  - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)\*、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)\*による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができないものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)\*において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)\*時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2016年8月30日までとする。  
但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。  
また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (2) 2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。
    - ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
    - ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
    - ③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断す

る。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A. (Union Bank, N.A.に社名変更) (以下「受託会社」という。)に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所(以下に定義する。)に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知(以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得日」と

は取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債（平成19年9月13日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注4）	発行価格 2,042 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,042円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
  - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
  - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
  - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
  - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換



価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2019年8月30日までとする。

但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。

5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。

①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。

7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、

かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（Union Bank, N.A.に社名変更）（以下「受託会社」という。）に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。

なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（平成21年4月1日同規則改正後の第17条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定

義する。) 現在残存する本新株予約権付社債の全部 (一部は不可) を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産 (以下に定義する。) を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i) 本社債 (本新株予約権を除く。) の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii) 転換価値 (以下に定義する。) から額面金額相当額を差し引いた額 (正の数値である場合に限る。) を1株当たり平均VWAP (以下に定義する。) で除して得られる数の当社普通株式 (但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。) をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日 (以下に定義する。) 目の日に始まる20連続取引日 (以下「関係VWAP期間」という。) に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所 (東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場 (店頭登録又は証券取引所における取引を含む。) されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。) が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価値の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価値}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価値額をいう。

(3) 【行使価値修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	366,558	—	26,284	—	36,699

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、上位10名以内の大株主の異動はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式)		普通株式は権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
	普通株式 14,069,000	—	
完全議決権株式 (その他)	(相互保有株式)		同上
	普通株式 63,000	—	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 351,023,000	351,023	同上
単元未満株式	普通株式 1,402,889	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	366,557,889	—	—
総株主の議決権	—	351,023	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日立金属(株)	東京都港区芝浦一丁目2番1号	14,069,000	—	14,069,000	3.84
青山特殊鋼(株)	東京都中央区新川二丁目9番11号	63,000	—	63,000	0.02
計	—	14,132,000	—	14,132,000	3.86

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高 (円)	1,034	1,000	971
最低 (円)	911	839	841

(注) 最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

#### 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役常務	技術・環境・エネルギー・磁石事業管掌 NEOMAXカンパニー プレジデント 輸出管理室 副室長	島 順彦	昭和28年10月23日生	昭和54年 4月 日立ツール(株)入社 平成14年10月 同社成田工場長 15年 6月 同社取締役 18年 6月 同社代表取締役社長 22年 6月 当社執行役常務 NEOMAXカンパニープレジデント、 輸出管理室副室長(現任)	(注)	—	平成22年 6月24日

(注)任期は、平成22年6月24日に就任後、平成23年3月末日までであります。

#### 執行役の役職等の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役 執行役専務	管理管掌 輸出管理室長	代表執行役 執行役専務	管理管掌 コーポレートビジネス センター長 輸出管理室長	花村 公生	平成22年6月24日
執行役常務	管理管掌 コーポレートビジネス センター長	執行役常務	磁石事業管掌 NEOMAX カンパニー プレジデント 輸出管理室副室長	浜本 直樹	平成22年6月24日

#### 事業役員の役職等の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
事業役員常務	自動車機器カンパニー プレジデント 輸出管理室副室長	事業役員常務	自動車機器カンパニー プレジデント	坂元 貞雄	平成22年7月21日
事業役員	ロールカンパニー プレジデント 輸出管理室副室長	事業役員	ロールカンパニー プレジデント	縄田 良作	平成22年7月21日
事業役員	配管機器カンパニー プレジデント 輸出管理室副室長	事業役員	配管機器カンパニー プレジデント	徳永 正道	平成22年7月21日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,535	31,175
受取手形及び売掛金	※2 90,242	※2 90,564
商品及び製品	33,469	32,066
仕掛品	29,310	27,467
原材料及び貯蔵品	30,015	25,191
関係会社預け金	10,791	12,048
その他	21,225	21,857
貸倒引当金	△545	△591
流動資産合計	248,042	239,777
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	54,661	56,056
機械装置及び運搬具（純額）	75,021	79,059
土地	50,183	50,429
その他（純額）	12,928	12,890
有形固定資産合計	※1 192,793	※1 198,434
無形固定資産		
のれん	43,288	43,995
その他	6,558	6,597
無形固定資産合計	49,846	50,592
投資その他の資産		
投資有価証券	10,700	11,518
その他	20,168	19,775
貸倒引当金	△2,087	△2,112
投資その他の資産合計	28,781	29,181
固定資産合計	271,420	278,207
資産合計	519,462	517,984

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,101	67,213
短期借入金	51,385	52,874
コマーシャル・ペーパー	6,000	4,000
1年内返済予定の長期借入金	1,682	1,743
1年内償還予定の社債	5,000	10,000
未払法人税等	4,872	2,081
引当金	102	155
その他	30,658	32,199
流動負債合計	174,800	170,265
固定負債		
社債	24,000	24,000
転換社債型新株予約権付社債	40,000	40,000
長期借入金	37,601	38,047
退職給付引当金	21,520	21,299
その他の引当金	3,397	4,113
その他	7,219	7,477
固定負債合計	133,737	134,936
負債合計	308,537	305,201
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	26,284	26,284
資本剰余金	41,243	41,243
利益剰余金	153,882	150,470
自己株式	△10,667	△10,664
株主資本合計	210,742	207,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,231	1,861
為替換算調整勘定	△20,006	△15,771
評価・換算差額等合計	△18,775	△13,910
少数株主持分	18,958	19,360
純資産合計	210,925	212,783
負債純資産合計	519,462	517,984



(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	92,470	126,868
売上原価	81,162	97,173
売上総利益	11,308	29,695
販売費及び一般管理費	※1 15,813	* 17,739
営業利益又は営業損失(△)	△4,505	11,956
営業外収益		
受取利息	91	79
受取配当金	68	64
その他	916	769
営業外収益合計	1,075	912
営業外費用		
支払利息	562	571
為替差損	—	729
デリバティブ評価損	99	—
その他	1,409	819
営業外費用合計	2,070	2,119
経常利益又は経常損失(△)	△5,500	10,749
特別利益		
匿名組合清算益	※2 1,025	—
特別利益合計	1,025	—
特別損失		
事業構造改善費用	1,106	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	28
特別損失合計	1,106	28
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△5,581	10,721
法人税等	△1,857	4,896
少数株主損益調整前四半期純利益	—	5,825
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△73	298
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,651	5,527

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△5,581	10,721
減価償却費	7,371	6,678
のれん及び負ののれん償却額	663	642
受取利息及び受取配当金	△159	△143
支払利息	562	571
売上債権の増減額(△は増加)	937	△2,603
たな卸資産の増減額(△は増加)	11,370	△9,901
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,319	10,274
未払費用の増減額(△は減少)	△3,662	△1,831
その他	△247	1,551
小計	5,935	15,959
法人税等の支払額	△2,595	△1,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,340	14,644
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の売却による収入	206	4
関係会社株式の取得による支出	△159	—
関係会社株式の売却による収入	55	11
有形固定資産の取得による支出	△8,298	△4,577
有形固定資産の売却による収入	62	186
無形固定資産の取得による支出	△344	△482
利息及び配当金の受取額	157	135
その他	49	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,272	△4,707
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△2,193	△577
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	9,000	2,000
長期借入金の返済による支出	△387	△117
社債の償還による支出	△921	△5,000
利息の支払額	△695	△683
自己株式の取得による支出	△8	△3
自己株式の売却による収入	2	—
配当金の支払額	△2,115	△2,115
少数株主への配当金の支払額	△319	△191
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,364	△6,686
現金及び現金同等物に係る換算差額	△19	△2,229
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,587	1,022
現金及び現金同等物の期首残高	33,476	43,639
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物増減額(△は減少)	△45	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 30,844	* 44,661

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 (株)日装工作所は当第1四半期連結会計期間において株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 9社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は22百万円であります。</p> <p>当第1四半期連結累計期間より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号 平成21年3月24日)を適用し、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	一部の連結子会社は、固定資産の減価償却費の算定方法について合理的な予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算出しております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法により算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合は、法定実効税率を使用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、414,173百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、416,064百万円 であります。
※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 171百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 1,380百万円	※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 242百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 1,445百万円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)																																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td>1,895</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td>390</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>4,529</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>598</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>672</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>387</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>798</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>1,189</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td>722</td></tr> </tbody> </table> <p>※2. 匿名組合清算益は当社連結子会社が出資しております航空機リースを事業とする匿名組合が終了したことによる出資配当金等であります。</p>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	1,895	販売雑費	390	給料諸手当	4,529	退職給付費用	598	福利厚生費	672	減価償却費	387	賃借料	798	研究開発費	1,189	のれん償却費	722	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td>2,769</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td>423</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>4,402</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>536</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>795</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>348</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>763</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>1,226</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td>708</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	2,769	販売雑費	423	給料諸手当	4,402	退職給付費用	536	福利厚生費	795	減価償却費	348	賃借料	763	研究開発費	1,226	のれん償却費	708
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	1,895																																								
販売雑費	390																																								
給料諸手当	4,529																																								
退職給付費用	598																																								
福利厚生費	672																																								
減価償却費	387																																								
賃借料	798																																								
研究開発費	1,189																																								
のれん償却費	722																																								
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	2,769																																								
販売雑費	423																																								
給料諸手当	4,402																																								
退職給付費用	536																																								
福利厚生費	795																																								
減価償却費	348																																								
賃借料	763																																								
研究開発費	1,226																																								
のれん償却費	708																																								

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)																								
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>27,204</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF等)</td><td>1,319</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社預け金</td><td>2,321</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>30,844</u></td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	現金及び預金勘定	27,204	百万円	有価証券(MMF等)	1,319		関係会社預け金	2,321		現金及び現金同等物	<u>30,844</u>	百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>33,535</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF等)</td><td>335</td><td></td></tr> <tr><td>関係会社預け金</td><td>10,791</td><td></td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>44,661</u></td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	現金及び預金勘定	33,535	百万円	有価証券(MMF等)	335		関係会社預け金	10,791		現金及び現金同等物	<u>44,661</u>	百万円
現金及び預金勘定	27,204	百万円																							
有価証券(MMF等)	1,319																								
関係会社預け金	2,321																								
現金及び現金同等物	<u>30,844</u>	百万円																							
現金及び預金勘定	33,535	百万円																							
有価証券(MMF等)	335																								
関係会社預け金	10,791																								
現金及び現金同等物	<u>44,661</u>	百万円																							

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 366,558千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,088千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1)2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,727,626株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

(2)2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,794,319株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月31日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成22年3月31日	平成22年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	38,768	15,623	25,097	12,982	92,470	—	92,470
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	2,792	5,969	3,986	633	13,380	△13,380	—
計	41,560	21,592	29,083	13,615	105,850	△13,380	92,470
営業利益又は営業損失(△)	△2,618	△488	△1,113	△121	△4,340	△165	△4,505

(注)1. 事業区分の方法

製品の種類、製造方法、販売方法等の類似性、収益管理等の単位を勘案し、事業区分を行っております。

2. 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
高級金属製品	高級特殊鋼(金型・工具用材料、電子金属材料[ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料]、産業機器・エネルギー関連材料)、各種ロール(鉄鋼圧延用・非金属圧延用・非金属用)、射出成形機用部品、構造用セラミックス部品、鉄骨構造部品、切削工具
電子・情報部品	マグネット(希土類磁石[NEOMAX]・フェライト磁石等およびその応用品)、情報通信機器用部品(積層部品、アイソレータ)、IT機器用材料・部品、軟質磁性材料(ソフトフェライトコアおよびその応用品、ナノ結晶軟磁性材料[ファインメット]およびその応用品、アモルファス金属材料[Metglas]およびその応用品)
高級機能部品	自動車用高級鋳物部品(高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造部品、アルミホイール、その他アルミニウム製品)、設備配管機器(各種管継手、ステンレスおよびプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器)、建築部材(内装システム、構造システム、マテハンシステム)
サービス他	その他の販売・サービス等

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	60,865	11,271	14,281	6,053	92,470	—	92,470
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	13,900	1,162	6,154	37	21,253	△21,253	—
計	74,765	12,433	20,435	6,090	113,723	△21,253	92,470
営業利益又は営業損失(△)	△4,695	△356	639	306	△4,106	△399	△4,505

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国

(2)ア ジ ア ……シンガポール・中国・香港・台湾・タイ・フィリピン、韓国

(3)そ の 他 ……ドイツ

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	北 米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	9,745	22,069	7,765	1,485	41,064
II. 連結売上高					92,470
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	10.5%	23.9%	8.4%	1.6%	44.4%

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国・カナダ

(2)ア ジ ア ……韓国・中国・香港・台湾・シンガポール

(3)欧 州 ……EU諸国

(4)そ の 他 ……中南米

3. 海外売上高は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 売上高の金額は消費税等抜きで表示しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものとあります。

当社グループは、事業別のカンパニー制を採用しており、当社本社に7つの製品・サービス別のカンパニー本部を置き、2つの上場会社グループをあわせた9つの事業体（以下、カンパニー等と呼ぶ）が、それぞれ取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、これらのカンパニー等から構成されておりますが、これらを事業セグメントと認識した上で、集約基準及び量的基準に基づいて集約を行い、「高級金属製品」、「電子・情報部品」及び「高級機能部品」という3つの集約後の事業セグメントを報告セグメントとしております。

「高級金属製品」は、特殊鋼カンパニー・ロールカンパニー・日立ツールグループから構成されており、「電子・情報部品」は、NEOMAXカンパニー・情報部品カンパニー・軟磁性材料カンパニーから構成されており、「高級機能部品」は自動車機器カンパニー・配管機器カンパニー・日立機材グループから構成されております。

2. 報告セグメントの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額
	高級金属 製品	電子・情報 部品	高級機能部 品	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	55,560	32,960	38,067	126,587	281	126,868	—	126,868
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	357	86	6	449	498	947	△947	—
計	55,917	33,046	38,073	127,036	779	127,815	△947	126,868
セグメント利益 (営業利益)	6,633	4,610	2,627	13,870	225	14,095	△2,139	11,956

(注) 1. その他には、不動産事業、ソフトウェア事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△2,139百万円には、のれんの償却額△700百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,425百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントに属する主要な製品

報告セグメント	主要製品
高級金属製品	高級特殊鋼（金型・工具用材料、電子金属材料[ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料]、産業機器・エネルギー関連材料）、各種ロール（鉄鋼圧延用・非金属圧延用・非金属用）、射出成形機用部品、構造用セラミックス部品、鉄骨構造部品、切削工具
電子・情報部品	マグネット（希土類磁石[NEOMAX]・フェライト磁石等およびその応用品）、情報通信機器用部品（積層部品、アイソレータ）、IT機器用材料・部品、軟質磁性材料（ソフトフェライトコアおよびその応用品、ナノ結晶軟磁性材料[ファインメット]およびその応用品、アモルファス金属材料[Metglas]およびその応用品）
高級機能部品	自動車用高級鋳物部品（高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造部品、アルミホイール、その他アルミニウム製品）、設備配管機器（各種管継手、ステンレスおよびプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器）、建築部材（内装システム、構造システム、マテハンシステム）

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



(金融商品関係)  
記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)  
記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
記載すべき事項はありません。

(資産除去債務関係)  
記載すべき事項はありません。

(賃貸等不動産関係)  
記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	544円63銭	1株当たり純資産額	548円76銭

2. 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額 10円36銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		1株当たり四半期純利益金額 15円68銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△3,651	5,527
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△3,651	5,527
期中平均株式数(千株)	352,493	352,471
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

## 2【その他】

(剰余金の配当)

平成22年5月31日開催の取締役会において、平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、剰余金の配当（期末）を行うことを次のとおり決議しました。

- |                       |         |    |           |
|-----------------------|---------|----|-----------|
| ①配当財産の種類及び帳簿価額の総額     | 金銭による配当 | 総額 | 2,115百万円  |
| ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項 |         |    | 1株当たり6円   |
| ③当該剰余金の配当がその効力を生ずる日   |         |    | 平成22年6月2日 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

記載事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

日立金属株式会社

代表執行役  
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

日立金属株式会社

代表執行役  
執行役社長 藤井 博行 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。